

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

国においては、1999年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年12月には、この法律に基づく初めての国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

本県では、この法律と国の基本計画の趣旨を踏まえ、2001年3月に、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定するとともに、2002年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

その後、2006年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、2011年3月には「あいち男女共同参画プラン2011－2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を、2016年3月には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に取組を進めてきました。

2015年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立した後、社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大したものの、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないことや、固定的な性別役割分担意識の存在など、女性を取り巻く問題は多く、あらゆる分野で女性が活躍するには未だ十分とは言い難い状況にあります。

加えて、2019年以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女間の所得格差や、女性に対する暴力などの問題を顕在化させ、改めて男女共同参画社会の実現が社会で強く求められています。

こうした中、本県では、これら社会経済情勢の変化や、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、愛知県男女共同参画審議会の答申（2020年11月）に基づき、新たに「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」を策定することとしました。

2 計画期間

2030 年までの中長期を見据えつつ、計画期間は 2021 年度から 2025 年度までとします。

3 計画の性格・位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の方向を示した基本的な計画です。

また、「愛知県男女共同参画推進条例」第 9 条に基づく基本計画です。

この計画は、女性活躍推進法第 6 条第 1 項に基づく「都道府県推進計画」として位置づけられます。なお、当該推進計画に該当する施策は、重点目標Ⅰ、重点目標Ⅱ、及び計画の推進に関わる施策となります。

この計画は、「あいちビジョン 2030」の方向性に沿った個別計画として位置づけられるとともに、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」、「あいちはぐみんプラン 2020-2024」、「あいち経済労働ビジョン 2021-2025」、「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2025」など、男女共同参画に関わる県政の様々な分野における計画と連携を図り、これらの計画と一体となって、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。

4 計画の進行管理

この計画では、進捗管理指標を設定し、計画の進捗状況を把握します。

施策の実施状況については、愛知県男女共同参画条例第 14 条及び第 19 条第 2 項の規定により、毎年、議会及び愛知県男女共同参画審議会へ報告するとともに、その結果を公表します。

また、計画期間内においても、今後の社会情勢や施策の進捗状況等に応じて、適切に見直しを行います。